

事業税申告の手引き

この「申告の手引き」は、年の中途で事業を廃止された方の事業税の申告のしかたについてのあらましを説明したものです。

区 分	説 明
この申告をしなければならない人	物品販売業、製造業、請負業などの事業(第一種事業)を行っている人、畜産業(農業に付随して行うものを除く。)、水産業等(第二種事業)を営んでいる人(その年の労働延日数が2分の1を超える自家労力によって行っている人を除きます。)、及び医業、助産婦、あんま、弁護士、税理士などの自由業を行っている人(第三種事業)で事業所得金額が事業主控除額を超える人。
申告期限	事業を廃止した日から1月以内(事業の廃止が経営者の死亡による場合は、廃止の日から4カ月以内)です。
諸控除額の申告	所得の計算上生じた損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除、同繰越控除及び事業専従者控除については、あとに順次説明してありますが、これらの控除は申告期限までに申告しないと認められませんから、必ず申告してください。
事業の種類	あなたの行っている事業の種類を、たとえば「化粧品販売」、「建築請負」などのように具体的に書いてください。
収入金額	1月1日から事業廃止の日までの間に実際に収入した金額だけでなく、売掛金のようにまだ受け取っていない売上代金も含まれます。
必要経費	事業の収益をあげるために必要な経費(生活費は入りません)で、収入金額の算定期間中に支払ったものばかりでなく、未払いのものも含まれます。
事業専従者控除	<p>あなたと生計を一にする親族(配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)で、事業を廃止した日までに15歳以上になっている人が、専らその事業に従事しているときは、その従事した月数が6カ月を越える場合には、次の金額を控除することができます。</p> <p>所得税の青色申告の承認を受けている人……………給与額</p> <p>その他の人</p> <p>(イ) 配偶者 ……………860,000円</p> <p>(ロ) (イ)以外の人 ……………500,000円</p> <p>ただし、非課税事業にも従事している人については、事業税の課税事業に従事した部分の金額に限られますから注意してください。</p> <p>なお、青色事業専従者については、個人が行う事業に専ら従事する期間が6カ月以下であっても、そのものが事業に従事することができる期間のうち2分の1を越える期間その事業に従事した場合には青色事業専従者控除を認められることがあります。</p>
非課税所得	医業などの社会保険診療による所得などです。
損失の繰越控除	(青色申告をしている人のみ) 過去2年以内に生じた損失で、前年までの所得から控除しきれなかった部分の金額について今年の所得から差し引くことができます。
被災事業用資産の損失の繰越控除	(青色申告をしている人のみ) 過去2年以内に、災害により事業用資産、固定資産などに損害を受けた人でその金額について前年までの所得から控除しきれなかった部分の金額について今年の所得から差し引くことができます。
事業用資産の譲渡損失の控除(同繰越控除)	直接事業に用いられていた車両、機械などの資産を譲渡したため生じた損失の金額を今年の所得から差し引くことができます。 なお、繰越控除については、「損失の繰越控除」と同じ方法で繰越控除することができます。
事業主控除	<p>あなたの事業を行った期間に応じて事業主控除が認められます。</p> <p>1. 事業を行った期間が1年の人は 290万円</p> <p>2. 事業を行った期間が1年に満たない人は</p> <p style="text-align: center;">$290\text{万円} \times \frac{\text{事業を行った月数}}{12}$ の金額となります(千円未満は切り上げ)。</p>

以上あらましを説明いたしました。不明な点は地方振興局にお問い合わせください。